

議案第 18 号

橋本市下水道条例の一部を改正する条例について

橋本市下水道条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

令和元年 11 月 25 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市下水道条例の一部を改正する条例

橋本市下水道条例(平成 18 年橋本市条例第 200 号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線又は太線の部分である。

改正後					改正前				
(使用料の算定方法) 第 18 条 使用料の額は、毎使用月において使用者が排除した汚水の量に応じ、次の表に定めると <u>お</u> とする。					(使用料の算定方法) 第 18 条 使用料の額は、毎使用月において使用者が排除した汚水の量に応じ、次の表に定める額に、当該額に消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加算した額(1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものと <u>す</u> る。)とする。				
(1 月当たり)					(1 月当たり)				
区分	基本料金		超過料金		区分	基本料金		超過料金	
一般排水	排除汚水量	金額	排除汚水量	金額	一般排水	排除汚水量	金額	排除汚水量	金額
	5 立法メートルまで	1, 527 円	1 立方メートルにつき	176 円		10 立法メートルまで	1, 389 円	1 立方メートルにつき	139 円
	10 立法メートルまで	1, 760 円							
	本表に定める金額は、消費税及び地方消費税相当額を含むものである。								
備考									
2～4 略					2～4 略				

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- (経過措置)

- 2 改正後の第 18 条の規定にかかわらず、この条例の施行の日前における使用期間を含む使用月の下水道使用料の額について

は、なお従前の例による。